

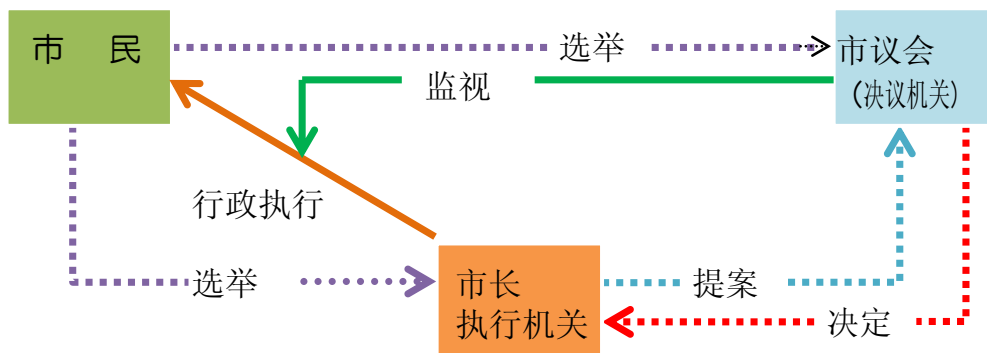
议会与选举

建设市民关心的行政

市民与议会

⇒ 议会事務局总务股

市民通过选举，选出议员及市长，并以选出的议员和市长为核心，组织市政工作。（※有关议会的内容请参考「市议会信息」及「市议会官方主页」）



◎请愿、陈情、旁听

○请愿 ⇒ 议会事務局议事调查股

对于市政有任何意见或是想法，均可以书面形式提交。（但需有议员代为介绍）

※请愿时的注意事项

- 提交请愿书时，请先与代为介绍议员充分商议。
- 请于此次议会例会开会首日的下午5时15分前提交至市政府3楼的议会事務局。

○陈情 ⇒ 议会事務局议事调查股

陈情与请愿类似，但陈情可不必通过议员的介绍，但议会并不会针对陈情内容形成结论。而会作为参考转交有关的委员会。

○旁听 ⇒ 议会事務局总务股

任何人均可旁听市议会正式会议，如想进入旁听席，请于开会当日至4楼旁听席入口的接待处。此外，市议会委员会会议也可旁听（许可制）。请于开会当日至3楼议会事務局。

选举

⇒ 选举管理委员会事務局

◎投票时

进行选举时，将向您邮寄投票所整理券，请将整理券投票至投票所。即使您未收到整理券或者丢失整理券，只要选举人名簿上有您的名字即有权进行投票，请至投票所的受理处进行申请。

◎选举期间因以下事项进行选民事先投票（也可为预期发生以下事项的人员）

- ①有工作或者预定要举行红白事的人员
- ②因①以外的事项，前往自己居住的投票区外的人员

- ③因生病、受伤、怀孕或身体残障等行走困难的人员
 - ④迁移至佐世保市外的人员
 - ⑤入住可以进行选民事先投票的医院或老人院的，步行困难的人员
 - ⑥领取身体残障者手册符合一定条件的人员，可以通过邮寄进行选民事先投票。在这种情况下，有必要事先领取邮寄等投票证明书，请事先向选举管理委员会事務局进行咨询。
- ※①②③的人员在市内投票时进行事先投票，在市内投票时以及⑤⑥时进行不在者投票，④的场合根据搬迁的日子以及投票的时间和地点不同投票的方法也有所限制。有关于投票的方法，若您有任何不明的地方，请向选举管理委员会进行咨询。

禁止政治献金！！！！

政治家不向权力者行贿金钱和物品。
权力者不向政治家要求金钱和物品。
权力者不向政治家收取贿赂。

政治家(候补者、即将成为候补者、现任公职者)不能使用任何名义对选举区内的任何人员进行政治献金。(除了赠给自己的亲属、政党、政治团体等)。
而且，也禁止权力者对政治家要求或者劝诱其政治献金。
但是，政治家亲自参加婚礼时祝贺礼金和参加葬礼时的奠仪金在处罚对象之外。

◎被禁止的贿赂例子

- 在町内会举办的集会和节日上，政治家送上一些小物品和食品慰劳大家
- 在町内会举办的集会活动中，要求出席的政治家赠送小物品和酒以替代会费。
- 在运动会等活动中，以参加费等名目赠送礼物或金钱。
- 政治家赠送的开店祝贺的花篮、葬礼的供花和线香，在中元、岁暮、新年、看望病人、入学祝贺、毕业祝贺、临别等场合赠送物品和金钱。
- 政治家在预定出席的结婚仪式和葬礼之前，赠送礼金和奠仪金。
- 在修复公民馆、寺庙、神社等时，政治家赠品金钱和物品。
- 政治家以妻子或者秘书的名义向选区内的人员进行政治献金。
- 亲属或秘书作为政治家的代理出席婚礼或葬礼，向对方赠送政治家的礼金和奠仪金。

◎信息公开 ⇒ 总务课

您有权查阅任何想知道的市政信息（公文集或图书集等）。也可以自由查阅法律集及各类统计信息等行政资料。（可复印）

阅览场所 ⇒行政资料阅览角(市政府6楼)

◎个人信息保护 ⇒ 总务课

市政府对个人信息实施有效保护措施，与自身有关的信息原则上可以查阅，可以复制。

◎居民监查请求 ⇒ 监查事務局

对于公款支出等市政府职员被认定为有违法或不当行为，市民可以书面证据形式要求监查委员会进行监查。

◎**直接请求** ⇒ ①请联系总务课、②请联系监察事务局、③请联系地域政策课、④⑤⑥请联系选举管理委员会事務局

如有选举权的人员达到一定数量并联合署名时，可针对以下事项进行直接请求：①法规的制定、修改及废除②事务的监察③合并协议会的设置④合并协议会设置协议被议会否决，议长未进行居民公投以征询是否同意协议内容时，则可进行居民公投⑤解散议会⑥解除议员或市长职务。其中①②③需要有选举权人数的50分之1，④需要6分之1，⑤⑥需要3分之1。

宣传活动

通过信息发布 将市民与市政联系起来

◎广报佐世保

⇒ 秘书课广报股

市政新闻专刊《佐世保广报》于每月1日发行，通过町内协会在每月9号之前发至各个家庭手中。（各分所、地区公民馆等也有领取点）。

本专刊分为以下几个主要栏目：用来发布市政重要政策的《特集》《市政通信》，发布市内开展的各类活动的《活动信息》《设施信息》，回答市民询问的《市民广场》，介绍日常生活及育儿、老人照顾等相关生活信息的《生活信息》《健康与福利》等。

◎通过媒体发布「佐世保市政信息」（2012年）

○民营电视台有4个频道（每周六放映约5分钟）

NBC	上午 9時25分	NCC	上午11時40分开始
NIB	上午 9時25分	KTN	上午11時40分开始

○广播

NBC	·····	每周日上午9時25分开始
FM长崎	·····	每周二上午9時05分开始
FM佐世保	·····	每周二上午10時30分开始
		每周日上午9時30分开始

○长崎新闻····· 每月第2及第4个周二的广告栏

◎本市官方网站

⇒ 情报政策课地域情报股

本市官网是了解佐世保市信息的便利手段，可在家或通过手机上网访问。除日常生活之外（如垃圾的处理方法和手续等），还提供灾害等紧急信息及本市主要热点等各类信息，敬请使用。

○主要内容

- 与日常生活有关信息（垃圾收集、育儿支援、防灾信息、公共交通、就业支持）
- 观光信息以及在市内举办的各种活动的信息
- 市政提供的各项服务信息（电子邮件杂志发布，热点问题解答，地图检索服务(佐世保街道导航)，公用设施预约等）
- 用视频形式发送信息(佐世保视频导航)
- 各种申请书样本可以下载，在办理各种手续时敬请利用。

主页地址

◎电脑版·手机版

<http://www.city.sasebo.nagasaki.jp/>

- 在检索网页输入关键字「佐世保市」，就能显示出如上网址。
- 手机版和电脑版显示的内容是一样的。
- 用智能手机读取右方的二维码就可搜索出网址。



◎关于利用网络提供其它市政便捷服务

⇒ 情报政策课地域情报股

另外，市民通过市政府主页(含手机版)可获取以下服务。

(1)电子邮件杂志发送服务

电子邮件杂志发送服务是利用您所使用的电脑或手机的邮件功能，将防灾、育儿、垃圾处理等相关生活信息提供给您的服务。使用者可选择自己想要接收的信息。

○使用方法

①在市政府官方网站首页最顶端处点击「佐世保电子邮件杂志」，「使用者登录」部分输入自己的电子邮箱地址，再点击「发送邮件」按钮。

②点击后系统会发送一封登陆手续指引的邮件到您的邮箱中,请登录邮件中记载的网址链接并选择自己希望接收的电子邮件杂志的发送内容则可完成手续。

③此后电子邮件杂志将自动发送至您注册的电子邮箱中。

※登录完成后仍可进行电子杂志接收内容的变更(追加或删除)

(2)热点问题问答服务

市政府将日常生活中经常问及的问题汇总，并提供搜索服务，另外您还可进上网询问。这个系统将市民想要询问的问题以问答的形式汇总中了约2000条热点问题。这项服务并不是向市政府直接打电话，而是全天候使用，且不限身份，更为方便。

○搜索功能：除关键字搜索外，还可用「关于△△△△想知道的」之类的短句进行搜索。

○网上询问功能：如热点问题集中并无您想了解的内容，可以邮件方式直接询问。

(3)地图检索服务

佐世保街道导航（地图检索服务）是指利用电子地图将市内公共设施及观光景点、各种行政信息以简捷易懂的方式提供给用户使用的服务。

○使用方法

除佐世保市公用设施外，还提供城市规划信息图、固定资产税路线价格图、活动信息地图、残障人士用无障碍设施地图等对生活有帮助的地图信息。今后还会进一步扩展主题地图。

本地图附有绘图及打印功能，可手动在地图上标注图样或是填写文字，同时可打印或粘贴在WORD/EXCEL中。另外还附有测量距离和面积功能。

(4)公共设施预约服务

是指可通过电脑或手机，对市内公共设施进行预约、或对是否已被预订进行确认的服务。

○可预约的设施（截止至2012年8月1日）

市内运动设施及教育文化设施 86处

- 运动设施可从网络进行预订或是进行抽签预订。
- 教育文化设施及部分运动设施可先进行预订情况确认。

○进行预订时的注意事项

- 任何人均可确认各设施是否已被预订。

- 若您需要预约运动设施，则需要进行使用者登陆，请到附近的办理使用者登陆服务的设施办理相关手续。在办理手续时请您带上驾照、居民基本信息卡等证件以便进行本人身份确认。

【公共设施预约服务】


电脑请链接 <http://yoyaku.city.sasebo.lg.jp/>

- 在搜索网页输入「佐世保市 设施预约」，就能显示出如上网址。
- 智能手机也可进行如上搜索。

手机请登陆 <http://yoyaku.city.sasebo.lg.jp/Mobile/>
也可用手机读取右图所示的二维码读取网址。

佐世保市 施設予約

检索



◎ 社交媒体的活用 ⇒ 情报政策课地域情报股

(1) 市官方脸书

○ 市官方脸书名称：「佐世保市役所」

○ 使用方法

任何人均可通过网络进行浏览。市政府官方网页上有设置链接至脸书的窗口「市公式 facebook」。

○ 发布的信息

市政府官方脸书将及时发送市活动信息、佐世保话题、紧急通知等各类信息。

○ 「赞」按钮

市政府官方脸书上设有「赞」按钮。登陆市政府官方脸书的人员请点击次按钮。此后市政府官方脸书页面上的信息更新将自动显示在您的信息反馈栏中。

市政府脸书网址

○ 电脑版

· 在搜索网页输入「佐世保市 フェイスブック」，就能显示出如上网址。

· 智能手机也可进行如上搜索。

○ 手机版

从市政府手机版网页上进行检索。

佐世保市 フェイスブック

检索

(2) 市官方推特

○ 使用方法

任何人均可通过网络进行浏览。市政府官方网页上有设置链接至推特的窗口「市公式 twitter」。

○ 发布的信息

主要发布市政信息及紧急通知等。另外，有关于观光和环境等信息，也将按类别进行发布。（但是，没有提供追踪和回复服务。）

推特上的名称	账户名	负责部门
佐世保市役所	@sasebocityhall	情报政策课
森KIRARA 太郎	@morikirara_taro	动植物园
DASUTON君	@duston_4R	环境部
佐世保观光物产振兴担当	@sasebokanko	观光物产振兴局
小SHI・小MIN	@shi_min_kyodou	市民协动推进室
努力吧全国体育运动会佐世保	@sasebo_kokutai	国体推进室

公众意见征询

广泛听取市民意见 反映市政工作

本市秉承「市民第一」的理念，为了把市民的意见反映在市政工作的推进和行政服务上，我们致力于广泛听取市民意见的「公众意见征询」建设上。您的意见主要可以通过以下方法得到受理。敬请利用。

○意见箱 ⇒秘书课广听制度担当

市政府、各分所、宇久行政中心均设有意见箱，并配有纸张和文具用品，敬请写上您的宝贵意见投入意见箱。

○写给市长的信 ⇒秘书课广听制度担当

欢迎您寄送您对市政的意见和希望的相关信件。为了让广大市内外更多的人能利用到这项服务，现可在市政府官方网站上直接受理。同时，也接受邮寄和传真信件。

分所·联络所· 地域政策课分室 您身边的窗口业务

分所的工作

在分所可以办理以下的手续：

- ①户籍的申请·居住证迁移申请·印章登记·居民基本信息卡领取申请（但只能在市政府领取）
- ②各种证明材料的领取
 - 户籍相关材料（限佐世保市本市户籍）
户籍全部事项证明·个人事项证明·身份证明·户籍附件副本
 - 户籍申请受理证明书等
 - 住民票副印本、印章登记证明书等
 - 所得税征税·缴税证明书等
 - 土地·房屋的资产·评估·缴税·无资产证明书
 - 土地·房屋的所有权证·折旧资产明细书·固定资产登记册的副本领取
- ③与国民健康保险·国民年金（限第1类）相关的申请
- ④后期高龄者医疗·福利医疗·儿童津贴·敬老乘车证等的申请
- ⑤看护保险的相关申请(认定、更新、各种补贴的申请)
- ⑥市税·国民健康保险费·保险费(后期·看护)·住宅使用费等的支付
- ⑦摩托车（50cc～125cc）的报废申请
- ⑧船员手册的领取等…仅限小佐佐分所
- ⑨登上日本最东西南北端的证明书的发行…仅限小佐佐分所
- ⑩汽车临时运行申请处理·许可证的领取…仅限江迎分所
- ⑪视频电话的咨询窗口…仅限吉井分所、世支原分所、小佐佐分所、江迎分所、鹿町分所、宇久行政中心

※通过视频电话，可以直接和市政府的负责职员和专门职员进行相谈。（也可进行手语翻译）。通过视频电话也可联系到咨询较多的育儿支援课和福利课等的负责部门（截止2012年8月共有7个课）。敬请利用。

（详情请联系各分所）

联络所的工作

在联络所可以办理以下证明书的领取手续：

- 户籍相关材料（限佐世保市本市户籍）
户籍全部事项证明·个人事项证明·身份证明·户籍附件副本等
- 居住证副本、印章登记证明书、户籍申请受理证明书等

地域政策课分室的工作

在吉井、世支原、小佐佐、江迎、鹿町分所内设置有分室，这些分室为临时成立的组织，将持续到城市建设计划完成为止。吉井、世支原分室将工作至2014年，小佐佐分室将工作至2015年，江迎、鹿町分室将工作至2017年为止。

在分室可以办理以下的手续:(详情请联系各分室)

- ①地区协议会相关的工作
- ②城市建设特别计划相关的工作
- ③管区内市营住宅入住、搬出等申请书的受理以及各种证明材料的领取
- ④管区内有害动物等开始活动时的对应以及奖励金申请等的受理
- ⑤管区内的特产品振兴等相关本地相关政策的调整
- ⑥管区内的公园使用・占用等的申请受理、许可证领取等
- ⑦管区内的农产物・园艺作物、农业相关团体的培育以及与农业振兴等相关本地政策调整和现场确认等
- ⑧管区内的畜牧业、家畜的卫生、畜牧环境保全等相关本地政策调整和现场确认等
- ⑨管区内市所有林区・私人所有林区以及林区道路等相关业务
- ⑩管区内的林业事业以及林区整治事业等相关本地政策调整
- ⑪管区内的国土调查成果(坐标值数据等)的信息的公开和发布
- ⑫农业从业者年金现状申请・利用权设定关系材料等的代办
- ⑬佐佐川内水面振兴协议会的相关事务…仅限吉井、世支原分室

早岐分所

早岐一丁目6 - 38 TEL 38 - 2121 FAX 38 - 1781

早岐分所管区内

- あ
 - 浦川内町(うらがわちちょう)
 - 上原町(うわばるちょう)
- さ
 - 崎岡町(さきおかちょう)
 - 早苗町(さなえちょう)
 - 重尾町(しげおちょう)
 - 陣の内町(じんのうちちょう)
- は
 - 早岐一丁目(はいき1ちょうめ)
 - 早岐二丁目(はいき2ちょうめ)
 - 早岐三丁目(はいき3ちょうめ)
 - 花高一丁目(はなたか1ちょうめ)
 - 花高二丁目(はなたか2ちょうめ)
 - 花高三丁目(はなたか3ちょうめ)
 - 花高四丁目(はなたか4ちょうめ)
- わ
 - 若竹台町(わかたけだいまち)
- か
 - 勝海町(かつうみちょう)
 - 権常寺町(ごんじょうじちょう)
 - 権常寺一丁目(ごんじょうじ1ちょうめ)
- た
 - 田の浦町(たのうらちょう)
- な
 - 中原町(なかはらちょう)
 - 平松町(ひらまつちょう)
 - 広田町(ひろだちょう)
 - 広田一丁目(ひろた1ちょうめ)
 - 広田二丁目(ひろた2ちょうめ)
 - 広田三丁目(ひろた3ちょうめ)
 - 広田四丁目(ひろた4ちょうめ)

宮分所

城間町 3 4 5 TEL 5 9 - 2 0 0 1 FAX 5 9 - 2 1 1 0

宮分所管区内

- あ
奥山町 (おくやまちょう)
- な
長畑町 (ながはたちょう)
- ま
宮津町 (みやづちょう)
- さ
城間町 (じょうまちょう)
- 瀬道町 (せどうちょう)
- は
南風崎町 (はえのさきちょう)
- 萩坂町 (はぎさかちょう)

針尾分所

針尾中町 1 5 3 8 - 5 TEL 5 8 - 3 0 0 1 FAX 5 8 - 4 7 5 5

針尾分所管区内

- は
針尾北町 (はりおきたまち)
針尾西町 (はりおにしまち)
- 針尾中町 (はりおなかまち)
針尾東町 (はりおひがしまち)

江上分所

指方町 1 7 5 9 TEL 5 8 - 2 0 0 1 FAX 5 8 - 5 1 2 2

江上分所管区内

- あ
有福町 (ありふくちょう)
- 江上町 (えがみちょう)
- さ
指方町 (さしかたちょう)
- は
ハウステンボス町 (はうすてんぼすまち)

三川内分所

三川内本町 2 8 9 - 1 TEL 3 0 - 8 1 1 1 FAX 3 0 - 6 2 2 5

三川内分所管区内

- あ
江永町 (えながちょう)
- さ
塩浸町 (しおひたしちょう)
- 下の原町 (しものはるちょう)
- 新替町 (しんがえちょう)
- 新行江町 (しんぎょうえちょう)
- や
横手町 (よこてちょう)
- 吉福町 (よしふくちょう)
- か
木原町 (きはらちょう)
- 口の尾町 (くちのおちょう)
- 桑木場町 (くわこばちょう)
- 心野町 (ここんのちょう)
- ま
三川内町 (みかわちちょう)
- 三川内新町 (みかわちしんまち)
- 三川内本町 (みかわちほんまち)

日宇分所

日宇町 6 7 5 - 2 TEL 3 1 - 6 9 4 4 FAX 3 1 - 0 5 3 3

日宇分所管区内

- あ
 - 大岳台町 (おおたけだいまち)
 - 沖新町 (おきしんまち)
 - 御本町 (おろしほんまち)
- た
 - 大塔町 (だいとうちょう)
- ま
 - もみじが丘町 (もみじがおかまち)
- か
 - 黒髪町 (くろかみちょう)
- さ
 - 白岳町 (しらたけちょう)
- は
 - 日宇町 (ひうちょう)
- や
 - 大和町 (やまとちょう)

柚木分所

柚木町 2088 - 2 TEL 46 - 1111 FAX 46 - 0091

柚木分所管区内

- か
 - 上柚木町 (かみゆのきちょう)
 - 川谷町 (かわたにちょう)
 - 潜木町 (くぐるぎちょう)
 - 小舟町 (こふねちょう)
- や
 - 柚木町 (ゆのきちょう)
 - 柚木元町 (ゆのきもとまち)
- さ
 - 里美町 (さとよしちょう)
 - 下宇戸町 (しもうどちょう)
- た
 - 高花町 (たかはなちょう)
 - 筒井町 (つついちょう)
 - 戸ヶ倉町 (とがくらちょう)

大野分所

田原町 13 - 29 TEL 49 - 4301 FAX 49 - 3337

大野分所管区内

- あ
 - 大野町 (おおのちょう)
- さ
 - 瀬戸越町 (せとごえちょう)
 - 瀬戸越一丁目 (せとごえ1ちょうめ)
 - 瀬戸越二丁目 (せとごえ2ちょうめ)
 - 瀬戸越三丁目 (せとごえ3ちょうめ)
 - 瀬戸越四丁目 (せとごえ4ちょうめ)
- や
 - 矢峰町 (やみねちょう)
- か
 - 楠木町 (くすのきちょう) の一部
- た
 - 田原町 (たばるちょう)
 - 知見寺町 (ちけんじちょう)
- は
 - 原分町 (はるぶんちょう)
- ま
 - 松瀬町 (まつせちょう)
 - 松原町 (まつばらちょう)

中里皆瀬分所

上本山町 1228 - 1 TEL 49 - 2114 FAX 49 - 2001

中里皆瀬分所管区内

- あ
- か

小川内町 (おがわちちょう)

踊石町 (おどりいしちょう)

● さ

下本山町 (しももとやまちょう)

白仁田町 (しらにたちょう)

● な

中里町 (なかざとちょう)

野中町 (のなかちょう)

● ま

牧の地町 (まきのぢちょう)

皆瀬町 (かいぜちょう)

上本山町 (かみもとやまちょう)

楠木町 (くすのきちょう) ※一部を除く

菰田町 (こもだちょう)

● た

岳野町 (たけのちょう)

十文野町 (ともんのちょう)

● は

八の久保町 (はちのくぼちょう)

● や

吉岡町 (よしおかちょう)

相浦分所

木宮町 3 - 10 TEL 47 - 2101 FAX 47 - 7655

相浦分所管区内

● あ

相浦町 (あいのうらちょう)

浅子町 (あさごちょう)

愛宕町 (あたごちょう)

大瀧町 (おおがたちょう)

小野町 (おのちょう)

● さ

椎木町 (しいのきちょう)

新田町 (しんでんちょう)

星和台町 (せいわだいまち)

● は

光町 (ひかりちょう)

日野町 (ひのちょう)

母ヶ浦町 (ぼうがうらちょう)

船越町 (ふなこしちょう) の一部

● か

鹿子前町 (かしまえちょう) の一部

上相浦町 (かみあいのうらちょう)

川下町 (かわしもちょう)

木宮町 (きのみやちょう)

● た

高島町 (たかしまちょう)

竹辺町 (たけべちょう)

棚方町 (たながたちょう)

黒島分所

黒島町 3175 TEL 56 - 2001 FAX 56 - 2088

黒島分所管区内

● か

黒島町 (くろしまちょう)

九十九連絡所

下船越町 306 - 7 TEL 28 - 0216

吉井分所

吉井町立石 4 5 7 - 5 TEL 6 4 - 3 1 1 1 FAX 6 4 - 4 2 8 6

吉井分所管区内

- あ
 - 吉井町板樋 (よしいちよういたび)
 - 吉井町大渡 (よしいちようおおわたり)
 - 吉井町乙石尾 (よしいちようおついしお)
 - 吉井町踊瀬 (よしいちようおどりせ)
- か
 - 吉井町梶木場 (よしいちようかじこば)
 - 吉井町上吉田 (よしいちようかみよしだ)
- さ
 - 吉井町下原 (よしいちようしもばる)
 - 吉井町草ノ尾 (よしいちようそうのお)
- た
 - 吉井町高峰 (よしいちようたかみね)
 - 吉井町立石 (よしいちようたていし)
 - 吉井町田原 (よしいちようたばる)
- な
 - 吉井町直谷 (よしいちようなおや)
- は
 - 吉井町橋川内 (よしいちようはしかわち)
 - 吉井町橋口 (よしいちようはしぐち)
 - 吉井町春明 (よしいちようはるあけ)
 - 吉井町福井 (よしいちようふくい)
- ま
 - 吉井町前岳 (よしいちようまえたけ)
- よ
 - 吉井町吉元 (よしいちようよしもと)

世知原分所

世知原町栗迎 2 4 6 - 1 TEL 7 6 - 2 2 1 1 FAX 7 6 - 2 5 5 0

世知原分所管区内

- あ
 - 世知原町赤木場 (せちばるちようあかこば)
 - 世知原町岩谷口 (せちばるちよういわやぐち)
 - 世知原町上野原 (せちばるちよううえのはら)
 - 世知原町太田 (せちばるちようおおた)
- か
 - 世知原町開作 (せちばるちようかいさく)
 - 世知原町木浦原 (せちばるちようきうらばる)
 - 世知原町北川内 (せちばるちようきたがわち)
 - 世知原町栗迎 (せちばるちようくりむかえ)
- な
 - 世知原町長田代 (せちばるちようながたしろ)
 - 世知原町中通 (せちばるちようなかどおり)
 - 世知原町西ノ岳 (せちばるちようにしのだけ)
- や
 - 世知原町筈瀬 (せちばるちようやなせ)
 - 世知原町矢櫃 (せちばるちようやびつ)
 - 世知原町檜巻 (せちばるちようやりまき)

小佐々分所

小佐々町西川内 1 7 2 - 3 TEL 4 1 - 3 1 1 1 FAX 4 1 - 3 1 1 7

小佐々分所管区内

- あ
 - 小佐々町白ノ浦 (こさざちよううすのうら)
- か
 -
- な
 - 小佐々町西川内 (こさざちようにしかわち)
- は
 -

小佐々町楠泊 (こさざちょうくすどまり)

小佐々町黒石 (こさざちょうくろいし)

小佐々町小坂 (こさざちょうこさか)

● た

小佐々町岳ノ木場 (こさざちょうたけのこば)

小佐々町田原 (こさざちょうたばる)

小佐々町葛籠 (こさざちょうつづら)

小佐々町平原 (こさざちょうひらばる)

● や

小佐々町矢岳 (こさざちょうやだけ)

江迎分所

江迎町長坂 2 6 3 TEL 6 6 - 2 1 1 1 FAX 6 5 - 3 8 6 0

江迎分所管区内

● あ

江迎町赤坂 (えむかえちようあかさか)

江迎町飯良坂 (えむかえちよういらざか)

江迎町猪調 (えむかえちよういのつき)

江迎町埋立 (えむかえちよううめたて)

江迎町簸尾 (えむかえちようえびらお)

江迎町奥川内 (えむかえちようおくがわち)

● か

江迎町梶ノ村 (えむかえちようかじのむら)

江迎町上川内 (えむかえちようかみがわち)

江迎町北田 (えむかえちようきただ)

江迎町北平 (えむかえちようきたひら)

江迎町栗越 (えむかえちようくりこし)

江迎町小川内 (えむかえちようこがわち)

● さ

江迎町志戸氏 (えむかえちようしとのうじ)

江迎町末橋 (えむかえちようすえたちばな)

● た

江迎町田ノ元 (えむかえちようたのもと)

● な

江迎町中尾 (えむかえちようなかお)

江迎町長坂 (えむかえちようながさか)

江迎町七腕 (えむかえちようななかい)

江迎町根引 (えむかえちようねびき)

● ま

江迎町三浦 (えむかえちようみうら)

江迎町乱橋 (えむかえちようみだればし)

鹿町分所

鹿町町下歌ヶ浦 2 9 0 - 2 TEL 7 7 - 5 1 1 1 FAX 7 7 - 4 6 0 4

鹿町分所管区内

● あ

鹿町町大屋 (しかまちちようおおや)

● か

鹿町町上歌ヶ浦 (しかまちちようかみうたがうら)

鹿町町九十九島 (しかまちちようくじゅうくしま)

鹿町町口ノ里 (しかまちちようくちのさと)

● さ

鹿町町鹿町 (しかまちちようしかまち)

● た

鹿町町土肥ノ浦 (しかまちちようどいのうら)

● な

鹿町町中野 (しかまちちようなかの)

鹿町町長串 (しかまちちようながし)

● ふ

鹿町町深江 (しかまちちようふかえ)

鹿町町深江瀧 (しかまちちようふかえがた)

鹿町町下歌ヶ浦(しかまちちょうしもうたがうら) 鹿町町船ノ村(しかまちちょうふねのむら)
鹿町町新深江(しかまちちょうしんふかえ)

宇久行政中心 离岛的窗口业务

宇久行政中心的工作

- ①户籍申请·居民证迁移申请·印章登记·居民基本信息卡领取申请
- ②各种证明材料的领取
 - 户籍相关材料（限佐世保市本市户籍）
户籍全部事项证明·个人事项证明·身份证明·户籍附件副本
 - 住民票副本、印章登记证明书、户籍申请副本、户籍申请受理证明书等
 - 所得税征税·缴税证明书等
 - 土地·房屋的资产·评估·缴税·无资产证明书
 - 土地·房屋的所有权证·折旧资产明细书·固定资产登记册的副本领取·红线图领取
- ③与国民健康保险·国民年金（限第1类）相关的登记和申请
- ④后期高龄者医疗·福利医疗·儿童津贴·敬老乘车证等的登记和申请
- ⑤保育园入园申请
- ⑥看护保险相关的申请（许可·更新·各种补贴的申请）
- ⑦市税及使用费的缴纳
- ⑧摩托车（50cc~125cc）、小型特殊汽车的登记及报废申请
- ⑨老年福祉年金相关的各种手续、国民年金的残障年金的现状申请
- ⑩残障人士手册的领取申请·变更申请·返还申请的受理
- ⑪道路·河流的请愿书的受理
- ⑫市公路杂草除草奖励金的受理
- ⑬市营住宅入住申请书、搬出申请、共同入住承认申请书、停车场申请书、收入申告书等受理
- ⑭市营住宅房租缴纳书、停车场使用费缴纳书的领取
- ⑮市营住宅入住者的房租证明书、搬出证明书、汽车保管场所的使用承诺证明书的领取
- ⑯公园使用许可申请书的受理
- ⑰农村道路新建·改良·地面铺装·旱灾长期应对措施等，市单独补助相关的各种申请的受理
- ⑱农地及农用设施受灾等情况的处理受理
- ⑲船员手册的领取等
- ⑳农村土地更改使用相关的商谈及申请书的受理，农业工作人员年金现状书的受理
- ㉑建筑确认申请受理·登记本记录证明的受理与领取
- ㉒最低生活保障的商谈、面谈及申请书的受理与领取
- ㉓宠物狗相关的申请
- ㉔原子弹受害者健康手册领取申请的受理
- ㉕雇佣保险的受理
- ㉖家畜的诊疗
- ㉗视频电话的咨询窗口(※注)

※通过视频电话，可以直接和市政府的负责职员和专门职员进行相谈。（也可进行手语翻译）。
通过视频电话也可联系到咨询较多的育儿支援课和福利课等的负责部门(截止2012年8月共有7个课)。敬请利用。

●上述以外的宇久行政中心其他的主要工作

- ①地区协议会相关的工作
- ②区长会（行政协同等）相关的工作
- ③防灾及灾害应对相关的工作
- ④防灾行政无线通讯相关的工作
- ⑤消防队相关的工作
- ⑥公有财产（辖区内）管理相关的工作
- ⑦城市建设特别事业相关的工作
- ⑧市有森林及私有森林、林间道路相关的工作
- ⑨振兴农林水产业相关的工作
- ⑩工商业相关的工作
- ⑪观光业相关的工作
- ⑫有害动物驱除相关的工作 等

○宇久行政中心

宇久町平2581-5

TEL0959-57-3111 FAX0959-57-2412

宇久行政中心管内

●あ

宇久町飯良（うくまちいいら）
宇久町大久保（うくまちおおくぼ）
宇久町太田江（うくまちおおたえ）
宇久町小浜（うくまちおばま）

●か

宇久町神浦（うくまちこうのうら）
宇久町木場（うくまちこば）

●た

宇久町平（うくまちたいら）
宇久町寺島（うくまちてらしま）

●な

宇久町野方（うくまちながた）

●ま

宇久町本飯良（うくまちもといいら）

市政府

八幡町1-10 TEL 24-1111

市政府管内

●あ

相生町（あいおいちょう）
赤木町（あかぎちょう）
赤崎町（あかさきちょう）
庵浦町（いおのうらちょう）
石坂町（いしざかちょう）
泉町（いずみちょう）
稻荷町（いなりちょう）
今福町（いまぶくちょう）
鵜渡越町（うどごえちょう）
梅田町（うめだまち）
上町（うわまち）

●か

鹿子前町（かしまえちょう）
※除去一部分
春日町（かすがちょう）
勝富町（かつとみちょう）
上京町（かみきょうまち）
神島町（かみしまちょう）
祇園町（ぎおんちょう）
木風町（きかぜちょう）
京坪町（きょうのつぼちょう）
熊野町（くまのちょう）
光月町（こうげつちょう）

烏帽子町 (えぼしまち)
大宮町 (おおみやちょう)
折橋町 (おりはしちょう)
木場田町 (こばたちょう)
金比良町 (こんびらちょう)

● さ

栄町 (さかえまち)
崎辺町 (さきべまち)
桜木町 (さくらぎちょう)
塩浜町 (しおはまちょう)
潮見町 (しおみちょう)
島瀬町 (しまのせちょう)
島地町 (しまんじちょう)
清水町 (しみずちょう)
下京町 (しもきょうまち)
下船越町 (しもふなこしちょう)
白木町 (しらきちょう)
白南風町 (しらはえちょう)
城山町 (しろやまちょう)
新港町 (しんみなとまち)
須佐町 (すさまち)
須田尾町 (すだおちょう)
十郎新町 (じゅうろうしんまち)
園田町 (そのだまち)

● な

長尾町 (ながおちょう)
長坂町 (ながさかちょう)
中通町 (なかどおりちょう)
名切町 (なきりちょう)
西大久保町 (にしおおくぼちょう)
野崎町 (のざきちょう)

● ま

前畑町 (まえはたまち)
松浦町 (まつうらちょう)
松川町 (まつかわちょう)

高天町 (こうてんちょう)
小佐世保町 (こさせぼちょう)
小島町 (こじまちょう)

● た

大黒町 (だいこくちょう)
高砂町 (たかさごちょう)
高梨町 (たかなしちょう)
田代町 (たしろちょう)
立神町 (たてがみまち)
谷郷町 (たにごうちょう)
俵ヶ浦町 (たわらがうらちょう)
俵町 (たわらまち)
天神町 (てんじんちょう)
天神一丁目 (てんじん1ちょうめ)
天神二丁目 (てんじん2ちょうめ)
天神三丁目 (てんじん3ちょうめ)
天神四丁目 (てんじん4ちょうめ)
天神五丁目 (てんじん5ちょうめ)
天満町 (てんまちょう)
常盤町 (ときわちょう)
戸尾町 (とのおちょう)

● は

八幡町 (はちまんちょう)
花園町 (はなぞのちょう)
浜田町 (はまだまち)
東大久保町 (ひがしおおくぼちょう)
東浜町 (ひがしはまちょう)
東山町 (ひがしやまちょう)
干尽町 (ひづくしまち)
平瀬町 (ひらせまち)
比良町 (ひらまち)
福石町 (ふくいしちょう)
福田町 (ふくだまち)
藤原町 (ふじわらちょう)

松山町 (まつやまちょう)

万徳町 (まんとくちょう)

三浦町 (みうらちょう)

湊町 (みなとまち)

峰坂町 (みねのさかちょう)

御船町 (みふねちょう)

宮崎町 (みやざきちょう)

宮地町 (みやじちょう)

宮田町 (みやだまち)

本島町 (もとしまちょう)

元町 (もとまち)

● わ

若葉町 (わかばちょう)

船越町 (ふなこしちょう) ※一部を除く

保立町 (ほたてまち)

● や

矢岳町 (やだけちょう)

山県町 (やまがたちょう)

山祇町 (やまずみちょう)

山手町 (やまてちょう)

横尾町 (よこおちょう)

万津町 (よろづちょう)

商谈

随时请来与我们商谈
大家一起解决问题！

各种商谈

- ◎**市民商谈** ⇒ 市民相谈室（市政府12楼）
生活中出现的各种问题、以及所担忧的事情均可前来商谈。我们会严守个人隐私，敬请放心。另外，有关法律及住宅土地交易的商谈需提前预约。
- 一般商谈**
周一～周五 8:30～17:15
 - 法律商谈**
周一・周四 13:00～16:00
届时将有律师与您商谈有关日常的法律问题。
（预约时需先提供所欲商谈的内容）
 - 住宅土地交易商谈**
每月第1・3个周五 13:00～16:00
住宅地及房屋的交易中有疑问时可向专业人士进行咨询。
※也可上门服务以及全面商谈。关于日程，请参考《广报佐世保》及各种宣传单。
- ◎**社会福利协议会组织的商谈** ⇒ 社会福利协议会
- 『高龄者安心中心』**（周一至周五10:00～17:00） TEL 22-1020
在高龄者安心中心，有专门的人员提供有关于保护老年人、智力障碍及精神障碍者权益的咨询，也可针对福利服务的利用援助、日常金钱管理等提供专门的商谈。
- ◎**关于医疗的商谈**
- 医疗安全支援中心**（中央保健福利中心5楼 医疗政策课内） TEL 25-9723
商谈时间／周一至周五 8:30～17:15（节假日及新年休息除外）
「刚搬来这里，对医院不熟悉」、「对专职医生问这样的问题合适么？」，对于有这样医疗烦恼的患者和家人，我们可提供商谈。
 - ・受理方式／电话或来访
 - ・**商谈时的注意事项**
 - ・医患纠纷原则上只应在当事者之间进行商谈，我们作为第三方不能介入。
 - ・我们无法对医疗行为是否正确、有无过失做出结论。
 - ・我们不能介绍特定的医疗机构
 - ・在针对医疗进行商谈时，如该事件是由其他机构负责的，我们会向您介绍此负责机构。
- ◎**心理健康商谈・疗养商谈** ⇒ 障碍福利课
社会生活或家庭里的人际关系问题、精神障碍问题等，会由精神科医生、保健师及专业治疗人士负责商谈。
- ◎**生活商谈**
- 消费生活商谈** ⇒ 消费生活中心 TEL 22-2591
（详情请参阅74页）

- **国税商谈** ⇒ 佐世保税务署 Tel 22-2161
可针对所得税·法人税·消费税·继承税·赠与税进行商谈
- **县税商谈** ⇒ 县北振兴局税务部 Tel 23-1386
针对县民税·事业税·不动产取得税·汽车税进行商谈
- **年金商谈** ⇒ 佐世保年金事务所 客户相谈室 Tel 34-1189
- **知识产权商谈** ⇒ (咨询)长崎县发明协会 Tel 0957-52-1144
(咨询场所) 长崎县产业振兴财团佐世保事业所
每周四·五(节假日除外) 10:00~16:00
代办人咨询为每月第2个星期五
有关于专利申请的具体手续, 将有专业的咨询人士和代办人提供咨询。
- **职业商谈** ⇒ 佐世保职业介绍中心 (HELLOWORK) Tel 34-8609
针对职业介绍、信息动向、就职就业以及职业训练、住宅房屋、生活资金等进行商谈。
周一至周五 8:30~17:15 (职业介绍至19:00)
周六 10:00~17:00 (只进行职业介绍) ※节假日除外

⇒ 佐世保职业介绍广场 Tel 24-0810
这里是佐世保职业介绍中心的分部, 除针对一般求职者外, 主要以针对打零工等短时间求职者、单亲家庭及育儿中的妇女为对象提供职业介绍、信息提供、就职商谈等服务。
内设面向工作与育儿两不误的职业妇女的“妈妈角”、以及面向希望打零工的人员提供职业介绍的“零工银行”两个专题区域。
周一到周五 8:30~17:00 (节假日除外)
- **就职商谈**
⇒ 佐世保最新工作中心 Tel 24-7431
主要为39岁以下的求职者组织商讨会及各种讲座, 并提供求职信息等相关的就职支援, 以及针对就职后的各种情况进行商谈
周一至周五 10:00~18:00
周六 13:00~17:00 ※节假日除外

⇒ 长崎县再就职支援中心 Tel 24-1090
主要为40岁以上的求职者组织商讨会及各种讲座, 并提供求职信息等相关的就职支援, 以及针对就职后的各种情况进行商谈
周一至周五 10:00~18:00 ※节假日除外

⇒ 长崎县北地域障碍人士就业·生活支援中心 Tel 62-3844
在雇佣及福利等相关机构的配合下, 就业负责人员和生活援助负责人员齐心协力提供就业面·生活面的一体化支持。
周一至周五 9:00~17:00 (节假日除外)
- **自立·就业支援**
⇒ 佐世保青年支援中心 Tel 22-5090

这个机构主要是针对39岁以下的宅家年轻人及啃老族等长年失业人员，可进行单独心理辅导及职业规划建议，同时也提供集体咨询、就业支援等使其在社会上能够自立的综合性支援。

周一至周五 10:00~16:00 (节假日除外)

●信息提供

⇒ 佐世保地区就职信息网站 WebDebuter

<http://www.sasebo-cci.or.jp/debuter/>

这是佐世保商工会议所运营的主页，主要是在佐世保市范围向对新毕业的学生提供市内及近郊的企业、团队的就职信息。

◎产业商谈

●工商业的经营商谈·金融商谈 ⇒ 产业振兴课

●企业选址的商谈 ⇒ 企业立地推进局

◎女性烦恼商谈

●女性商谈室 ⇒ 市政府12楼(人权男女共同参画课内) Tel 24-6180

商谈时间/周一~周五 8:30~17:00 (节假日除外)

我们会由同为女性的商谈员和您聊一聊家庭、夫妻关系、人际交往、及暴力伤害等女性的烦恼。

◎提出与男女共同计划有关的意见

⇒ 人权男女共同参画课

若您对本市男女共同计划推进有意见或看法的、或基于性别上的权利侵犯时可提出申请。

◎育儿商谈

⇒ 育儿支援中心

为育儿、儿童成长、虐待、教育等方面相关的事情进行综合商谈的窗口。